

国連アジア極東犯罪防止研修所 平成30年第1回保護司国際研修に参加して

旭川地区保護司会 山下 敦規

私はこれまで21年間、保護司として更生保護に係る社会奉仕活動に携わってきました。近年は覚せい剤事犯対象者を受け持つことが増えていたところ、第170回国際研修のテーマが「薬物使用者処遇の実務」ということもあって、旭川保護観察所から参加の打診をいただきました。これまで覚せい剤事犯者を担当した経験がある私にとっては、それほど苦にならないだろうと思って参加することにしました。

研修はアジア地域、アフリカ地域、環太平洋地域の国々15カ国から薬物使用者処遇に係る各国の高官等が参加され、犯罪の防止や刑事司法の充実・発展に関する話し合いのほか、日本の保護司制度や保護司の活動などについて紹介がなされました。

今回、全国から5名の保護司が参加し、それぞれの地域での保護司活動が報告されました。発表にあたっては、現在処遇しているタイプの違う覚せい剤事犯者2名の事例を準備し、その対象者のうちの一人が、旭川更生保護サポートセンターで実施している「薬物依存で悩んでいる人たちのリカバリーセミナー(Polar Bears)」に参加していることから、Polar Bearsの活動内容も発表することになり、盛りだくさんの内容となりました。

さて、このような準備を終えて当日物々しい会場に入り、まず最初にアレクサンダー・デービッド・ウォーダック医師（オーストラリア薬物法改革財団理事長）の講義を聴講しました。「薬物政策とハーム・リダクション」というタイトルの講義でしたが、同時通訳を通して入ってきた内容は、私にとって極めて斬新な内容でした。

それは、覚せい剤などを個人が直ちに止めることが出来ないときは、その行動に伴う害や危険を少なくするために、新しい注射針の提供やメサドンや医療用ヘロインを用いた維持療法が病気（HIVやC型肝炎など）の予防の観点からも重要であるというアプローチであり、その方法により、覚せい剤対応に掛かる経費が大きく削減できるといった経済的な効果も得られるというのは驚きでした。

日本では覚せい剤の使用は犯罪で、直ちに止めさせなければならないことになってい

ますが、国によっては、薬物の自己使用だけでは犯罪として扱われない可能性があり、自己使用により暴力犯罪や薬物入手の資金確保のための財産犯罪などに及んだ場合には、刑務所に収容され得るということを聞き、薬物使用者の取扱いについても様々な考え方があること、そして様々な国の話を聞くことで視野を広めることの大切さを知りました。

発表の後の夕食会では、「保護司は大変な仕事ですね、それなのに無報酬でなぜ保護司をしているのですか」「他に仕事をしているのですか」「保護司の魅力は何ですか」「何が喜びですか」といった質問が多く、社会奉仕やお互い助け合いの精神が当たり前と思っている私にとっては即答に躊躇してしまいました。そして、このような質問から逆に、日本文化の根底に流れている公助、互助、自助といった精神文化の素晴らしさを再認識しました。同じような事例に取り組まれている他の国々の人との交流がなければ、このような感想は生まれなかったと思いますし、この体験を通して保護司の仕事の大切さを再確認しました。このような機会を与えていただいたことに感謝いたしますとともに、アジ研そのものの存在の重要性を深く認識した研修でした。